

告 示

埼玉県告示第千五百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所に置いて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みらい

三 代表者の氏名

河野 富次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字田甲千八百十五番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、不登校や引きこもりの子どもたち、子育て中の親および高齢者に対し、地域で心豊かに自立した生活を営んでいくことができるように支援する事業を行い、青少年の健全な育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、不登校や引きこもりの子どもたち、子育て中の親および高齢者に対し、地域で心豊かに自立した生活を営んでいくことができるように支援する事業を行い、青少年の健全な育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

また、この法人は、がん患者や家族等と連携して新たな罹患者を支援する体制づくりを行い、地域住民に対し、早期発見、早期治療を促す啓発事業を推進するとともに、健康増進と免疫力を高める食生活の改善事業および治療後の社会生活を高めるための支援事業を行い、地域の保健福祉に寄与することを目的とする。